



府 益 担 第 828号

平成28年8月30日

公益社団法人日本通信教育振興協会

浅井 三郎 殿

内閣総理大臣

安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成28年8月30日 から 平成33年8月29日 まで

なお、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年財務省令第22号)附則第19条第2項の規定により、本証明書は平成28年分の所得税から適用されることとなります。